

令和 6 年度静岡県介護人材育成事業実施業務委託に係る仕様書

1 事業の目的

県内の人材派遣会社が介護に関する資格等を持たない者（以下、「未資格者」という。）を雇用し、研修等の人材育成を行うとともに、介護保険施設等に派遣して介護業務等へ従事させることを通して、介護業務に必要な知識・技術を習得させ、介護人材の育成・確保を図ることにより、介護分野における就労を支援する。

2 定義

- (1) 介護に関する資格等とは、看護師又は介護福祉士の資格のほか、介護職員基礎研修課程、介護員養成研修 1 級又は 2 級課程、介護職員初任者研修課程、実務者研修課程の修了など、訪問介護員として介護等の業務に従事できる資格をいう。
- (2) 介護保険施設等とは、静岡県内に所在する介護保険法に基づく指定を受けた施設又は事業所をいう。
- (3) 介護業務等とは、介護保険施設等において介護職員が行う業務全般をいう。

3 事業の実施期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日（金）までとする。

4 業務内容

受託者は事業の実施期間内に以下の業務を行うものとする。

未資格者を派遣社員として雇用し、研修等の人材育成を行いながら、介護保険施設等に派遣して介護業務等へ従事させることを通して、介護業務に必要な知識・技術を習得させた後、介護保険施設等への直接雇用を支援する。

介護保険施設等へ 200 人（うち、訪問介護事業所へ 40 人）直接雇用することを目標とする。ただし、東部・中部・西部の各地区で 60 人以上を目標とする。

(1) 未資格者の募集及び雇用

ア 公共職業安定所による求人及びその他の方法による求人を行い、未資格者を募集し、履歴書等書類審査及び面接による選考の上、当該未資格者と最長 2.5 か月の有期雇用契約を締結する。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

イ 未資格者の募集に当たっては、幅広い年齢層を対象にするとともに、特に、子育て層や高齢者、離転職者の雇用につながるよう配慮する。

ウ 募集に当たっては、県内東部・中部・西部の特定の地域に偏ることがないように、均衡がとれた応募者数となる方法をとること。

エ 雇用に当たっては原則、1週当たりの勤務時間は20時間以上40時間以内とし、時間外勤務は行わせないこととする。また、社会保険、雇用保険等に参加する。

(2) 職場内研修（OJT）を行う介護保険施設等の募集

ア 受託者は当該事業の周知を図り、雇用した未資格者を派遣して職場内研修（OJT）を実施する介護保険施設等の募集を行う。

イ 募集は静岡県内に所在する介護保険施設等とする。募集に当たっては、県内東部・中部・西部の特定の地域に偏ることがないように方法をとること。

ウ 雇用した未資格者を派遣する介護保険施設等を決定するに当たっては、人材育成を行うための環境が整っていることを確認の上、事前に県と協議を行うこととする。

エ 本事業により直接雇用した未資格者について、県が実施する新人介護職員向け研修を受講させるよう介護保険施設等に対し、説明すること。

(3) 未資格者の人材育成等

受託者は、雇用した未資格者が事業終了後に、介護保険施設等で介護職員として就業できるよう人材育成及び就職支援を行う。なお、人材育成は、職場外研修（OFF-JT）及び職場内研修（OJT）等により行うものとし、あらかじめ人材育成・就職支援計画を作成し、当該計画に沿って行うものとする。

ア 職場外研修（OFF-JT）の実施

(ア) 雇用した未資格者に対し職場外研修（OFF-JT）を実施し、介護業務に関する知識・技術等を習得させる。

(イ) 雇用した未資格者に介護職員初任者研修を受講させる。また、初任者研修の開講に際しては、介護員養成研修指定を受けることとし、指定を受けるための費用は受託者の負担とする。

イ 職場内研修（OJT）の実施

(ア) 雇用した未資格者及び介護保険施設等と十分な調整を行い、当該未資格者を介護保険施設等に派遣し、職場内研修（OJT）として介護業務等に従事させる。

(イ) 職場内研修（OJT）に係る勤務日は、雇用した未資格者と派遣先介護保険施設等と調整の上に合わせて決定する。

(ウ) 派遣に当たっては、あらかじめ介護保険施設等を運営する法人との間で労働者派遣契約（紹介予定派遣契約）を締結する。その際、派遣先介護保険施設等から労働者派遣に関する料金（派遣・紹介料金）の支払いは求めないこととする。

- (エ) 派遣する未資格者1人について、同一の介護保険施設等で就労する者1人を当該未資格者の指導者として選任するものとする。ただし、同一の介護保険施設等に複数の未資格者が派遣されるなど、当該複数人の派遣者に対し1人の指導者による指導が効果的と認められる場合はこの限りではない。
- (オ) 指導者として選任する者は、介護に関する資格を有し、3年以上介護等の業務に従事した経験のある者（当該介護保険施設等に勤務する年数が1年以上ある者に限る。）とする。
- (カ) 派遣に当たっては、派遣期間終了後の当該介護保険施設等への直接雇用を目的とする事業である趣旨等を雇用した未資格者及び介護保険施設等に十分説明し、了承を得た上で派遣を開始する。
- (キ) 派遣期間中に、派遣先介護保険施設等の労働環境等に事業実施上の問題があり、その問題の改善が見込めないと判断される場合には、必要に応じて新たな介護保険施設等を当該未資格者に紹介するなどの措置を講じる。
- (ク) 派遣先介護保険施設等には、形態・主要サービス等について様々な事業所が存在することから、派遣先の決定に当たっては、その特徴等について新規雇用者に十分説明の上、本人の希望、適性等を勘案し、派遣期間終了後に就職へ結び付くよう、適切な支援を行う。
- (ケ) 派遣する未資格者は介護保険施設等を運営する1法人につき5人を限度とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- (コ) 派遣期間中における労働者の円滑な就労のために、介護保険施設等との各種調整を行うものとする。

ウ その他

雇用した未資格者に対し、介護保険施設等に直接雇用された場合には、県が実施する新人介護職員向け研修を受講するよう説明すること。

5 事業の対象経費

この事業の委託費の対象となる経費は、雇用した未資格者の人件費（受託者が負担する社会保険料等の事業主負担分を含む。）、当該雇用した未資格者に係る人材育成のための経費及びその他事業の実施に必要な経費とし、主な費用は次の(1)に掲げるものを基本とする。なお、いずれの経費についても、その算定の根拠となる書類を作成の上、事業完了の日の属する年度の翌年度から少なくとも5年間は受託者において当該根拠書類を保管するものとし、また、本県から求めがあった場合は、速やかに提示又は提出するものとする。

(1) 委託費の対象となる経費

雇用した未資格者の人件費、消耗品費、広報費、連絡調整等に要する通信費、テキスト・チラシ等の印刷製本費、会場使用料、通信費、物品等のレンタル・リース料、保険料、外部講師謝金（1時間あたり5,250円を基本とする。）、外部講師旅費（実際に要した経費）、既存社員の人件費（事業に従事した分であって、基本給及び役職手当に係るものに限る。）既存社員の旅費（この事業で要した実費）、受講料、教材費、教科書代、その他事業実施に直接必要となる経費

(2) 委託費の対象とならない経費

光熱水費、家賃及び敷金、飲食に係る経費、備品を購入する経費その他事業の実施に直接必要と認められない経費

(3) 新規雇用者の人件費等

委託費に占める雇用した未資格者の人件費、社会保険料及び健康診断等新規雇用者に直接支払われる経費、並びに研修受講料（以下、「人件費等」という。）の割合が2分の1以上となることに留意する。

ただし、人件費等の割合が2分の1以上にならなかった場合、人件費等は実績額、その他の経費は上限額を契約額の2分の1以下とする精算を行う。

7 委託契約額の支払い

- (1) 本業務を完了した際は、原則として実績に応じて精算を行うものとする。
- (2) 精算の結果、委託契約額に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補てんする義務を負わない。

8 その他

- (1) 職場内研修（OJT）の間、派遣した者については、介護保険施設等において人員基準には算入しないこととする。
- (2) 労働者の就労状況を適宜把握し、介護保険施設等における勤務体制及び業務内容が関係法令等を遵守したものであることを確認する。
- (3) 採用関係書類、労働者名簿、会計帳簿類など、当事業に関する労働及び財務関係の書類については事業完了の日の属する年度の翌年度から少なくとも5年間は保管するものとする。
- (4) 受託者は、各月の事業参加者数及び直接雇用者数等を翌月の10日までに県に報告する。
- (5) 受託者は、委託期間終了後に未資格者を直接雇用した事業所の名簿を県に提出するものとする。
- (6) その他、この事業の実施に関し必要な事項は県と協議するものとする。